

毎年10月は全国不正 軽油撲滅強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税の
脱税を目的に、軽油代替燃料と
して灯油や重油を混和する等し
て使用するものです。

知事の承認を受けずに自動車
の燃料として灯油や重油などを
使用すると、罰則の適用を受け
ることがあります。

不正軽油に関わった者は、す
べて罰則の対象になります。

**不正軽油に関する情報を
お寄せください**



して灯油や重油を混和する等して使用するものです。

不正軽油に関する情報は、不正
軽油110番にお寄せください。

炳木景說事務所
經由叢說

機関興業事務所 轉済寺耶利

▼貸出期間 貸出日を含めた7日間
▼申込み 環境課窓口で配布している利用申請書を提出して

▼問合せ 環境課環境衛生係
☎ 72 6916

や堆肥として活用できます。
▼対象者 那須町に住民登録している方
破碎した剪定枝は土壤改良材

※貸出しは事前予約が必要です。
▼返却 燃料（レギュラーガソリン）を満タンにして返却してください。

**剪定枝木破碎機を使って
剪定枝木を有効活用しませんか**

町では、ごみの減量及び資源化を目的として剪定枝木破碎機を無料で貸し出しています。

ください。その際、住所が確認できる書類（免許証等）を提示してください。

河川内樹木の伐採・持ち帰りを 希望する方を募集します

河川内に繁茂する樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に悪影響を及ぼすことや、ゴミの不法投棄の温床になるなど、河川管理上の支障となっています。

伐採した樹木は薪ストーブの燃料・チップ加工等として有効活用できます。

▼ 佐賀県 1月 1日(水)～1月 3日(金)
年 2月 28 日(木)
場 所 一級河川蛇尾川(太
田原市町島地内、那須塩原市
折戸地内)

▼問合せ 大田原土木事務所保全部
☎ 0287-213-6543
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h57/index.html>

▶ 越后 大田原市立第一尋常高等小学校
1908 - 03 - 05 43
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h57/index.html>

※他の条件など詳しくは、大田原土木事務所ホームページで確認してください。

▼申込み 大田原土木事務所本
ームページから応募用紙をダ
ウンロードし、電子メールで
申し込んでください。

▼条 件 県内在住の個人及び
団体、法人

▼面積 各10区画、1区画あたり約400m²(樹径10~50

家屋の確認調査について



町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新增築を把握するほか、定期的

除
〔最大5年間分〕 しますので、
ご相談ください。

いただく場合があります。
【家屋が滅失されている場合】
家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。

公平で適正な課税を行うため、住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

タウントピックス — 広報那須④